

- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 上田富三に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成 28 年 11 月 7 日（月）に金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出している。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 168,700 株
種 類 及 び 数 なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 168,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 上田富三に一任する。
- (10) 本株式売出しについては、平成 28 年 11 月 7 日（月）に金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出している。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは当社普通株式の分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものであります。なお、当該株式売出し実施後においても、売出人である株式会社インテックとの取引については、引き続きビジネスパートナーとして、従来どおり良好な関係を継続してまいります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 168,700 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、168,700 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュ

ご注意: この文書は、当社株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ーオプション」という。)を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成28年12月16日(金)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年12月16日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社インテックは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出しによる売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割又はストックオプションの行使による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意: この文書は、当社株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

II. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 28 年 11 月 7 日開催の取締役会において決議した前記「I. 当社株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の当社普通株式の売出しにより、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社インテック
(2) 所 在 地	富山県富山市牛島新町 5 番 5 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 日下 茂樹
(4) 事 業 内 容	情報・通信サービス
(5) 資 本 金	208 億 30 百万円(平成 28 年 3 月 31 日)

新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	アドソル日進従業員持株会
(2) 所 在 地	東京都港区港南四丁目 1 番 8 号
(3) 代表者の役職・氏名	理事長 秋山 和弘

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

株式会社インテック

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	11,700 個 (1,170,000 株)	12.96%	第 1 位
異 動 後	5,850 個 (585,000 株)	6.48%	第 2 位

アドソル日進従業員持株会

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	11,100 個 (1,110,000 株)	12.29%	第 2 位
異 動 後	11,100 個 (1,110,000 株)	12.29%	第 1 位

(注) 1 異動前の総株主の議決権の数に対する割合及び大株主順位は、平成 28 年 9 月 30 日現在の株主名簿による総株主の議決権の数及び株主順位に基づくものです。なお、当社は、平成 28 年 9 月 30 日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって株式分割（効力発生日：平成 28 年 10 月 1 日（効力発生日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 28 年 10 月 3 日））を行っておりますので、異動前後における議決権の数等を分かり易くするため、平成 28 年 9 月 30 日に当該株式分割が行われたと仮定して記載しております。また、異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、当該株式分割後の発行済株式総数 9,265,860

ご注意: この文書は、当社株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

株から議決権を有しない株式数 237,260 株を控除した株式数 9,028,600 株に係る議決権の数 90,286 個を基準に算出しております。

2. 株式会社インテックの異動後の議決権の数及び所有株式数は、平成 28 年 11 月 7 日開催の当社取締役会において決議した当社株式の売出しのうちの引受人の買取引受けによる売出しにおける売出株式数 585,000 株を控除した株式数 585,000 株及び当該株式に係る議決権の数としております。
3. アドソル日進従業員持株会の異動後の議決権の数及び所有株式数は、平成 28 年 11 月 7 日現在において把握できる直近の数である平成 28 年 9 月 30 日現在の株主名簿におけるものを記載しております。
4. 総株主の議決権の数に対する割合については、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の当社普通株式の売出しにおける受渡期日（売出価格等決定日の 6 営業日後の日）

5. 今後の見通し

アドソル日進従業員持株会は、継続的に当社株式の買付けを行うとともに、会員の必要に応じて引出しが発生する予定でありますので、今後の当該株主の所有株式数につきましては流動的であります。尚、本異動による当社の業績等への影響はありません。

以 上

ご注意: この文書は、当社株式の売出し並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。